

平成26年12月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(ワ)第462号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成26年12月5日

判

決

原告 藤ヶ谷直樹

藤ヶ谷明美

被告 学校法人紅坂学園高等学校

主

文

- 1 被告は、原告藤ヶ谷直樹に対し、2004万7362円及びこれに対する平成26年3月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告藤ヶ谷明美に対し、2004万7362円及びこれに対する平成26年3月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを2分し、その1を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。
- 5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

## 第1 請求

- 1 被告は、原告藤ヶ谷直樹に対し、4009万4725円及びこれに対する平成26年3月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告藤ヶ谷明美に対し、4009万4725円及びこれに対する平成26年3月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

### 1 事案の骨子

本件は、紅坂学園高等学校の生徒であった藤ヶ谷翔太（以下「翔太」という。）が自殺したことにつき、その原因が、同級生である加山友勝（以下「友勝」という。）らの暴力の行使・金銭支払いの強要など継続的な「いじめ」を受けていたことを苦にしたことによるものであり、上記自殺の発生について学校側に過失があるとして、翔太の遺族である原告らが、

学校を管理運営する被告に対し、債務不履行又は不法行為に基づき、損害金各4009万4725円及びこれに対する翔太が死亡した日の翌日である平成26年3月2日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

## 2 前提事実

ア・ 翔太は、平成25年4月、私立高校の紅坂学園高等学校に入学したが、平成26年3月1日、自宅の自室で首を吊って自殺したものである。

・ 原告らは、翔太の両親であり、翔太の相続人である。

イ・ 被告は、州山県州山市にある紅坂学園高等学校を管理運営する学校法人である。

・ 友勝は、翔太と同じクラスに所属していた紅坂学園高等学校の生徒である。

## 3 争点

- ・ 友勝の翔太に対するいじめの有無（争点1）
- ・ 友勝の行為と翔太の自殺との間の因果関係の存否（争点2）
- ・ 翔太の自殺についての学校側の過失の有無  
その過失と翔太の自殺との間の因果関係の存否（争点3）
- ・ 過失相殺の適否・割合（争点4）
- ・ 損害（争点5）

## 第3 当裁判所の判断

### 1 争点1及び2について

- ・ 友勝の翔太に対する加害行為としては、金銭や万引きの強要、暴力、悪口やばしりなどが認められる。友勝はクラスのまとめ役を担っているかのような立場にあり、友勝に逆らおうとする人はおらず、友勝はクラス内でも権力を持っていたことがわかる。また、通常の「プロレスごっこ」とはお互いが技をかけ合うものであるが、翔太や友勝らが行っていた「プロレスごっこ」では、翔太が一方的に技をかけられる側に呈していた。翔太も、友勝からの強要に対して抵抗を示してはいたが、友勝から脅され、何とかしてその要求に応えようとしていた。そして、翔太は学校を休んだりして友勝から逃げようとはしたものの、LINEで呼び出したりするなど、学校外でも翔太は友勝から精神的な圧迫感を与えられていたものと思われる。

- ・ 友勝と翔太の関係は、仲良しグループであるとか、立場の互換性があるものであるなどということでは決してなく、既に学校入学当初に形成された支配と被支配の関係がますます強められ、完全に固定化していたことが明白である。そのような中で、友勝から翔太への加害行為は極めて程度の重い悪質な「いじめ」であり、翔太は逃げ場のないまま苛烈執拗ないじめに曝され続け、心身とも深く傷つき苦悩した末ついに耐え切れなくなって自殺したものと推認される。

従って、友勝のいじめと翔太の自殺との間に因果関係があることは明白である。

## 2 争点3について

- ・ 学校教師に課せられた生徒の指導監督義務、安全配慮義務は、学校内及び密接に関する生活関係下にある間は、親権者の保護監督義務と同等程度のものと考えらるべきである。しかし、学校側の安全保持義務ということが生徒に対する過保護・過干渉をもたらしてはならないのであって、高等学校においては、かなりの程度生徒たちの自主性・自立性に委ねておくべきものである。ただ、その反面では、高校生もなお未熟な存在であり、被影響性も強いから、特に彼らが集合体として存在する学校生活においては、集団心理が働くなどして著しく無責任で危険な行動に走ることもないとはいえない。それ故、学校側としては、この点についての警戒心をもって生徒達の動向に関心を払い、ある生徒の行動によって他の生徒の生命・身体・精神・財産等に重大な危害が及ぶことが現実に予想されるときには、これを放任せず、事態に応じた適切な措置を講じて結果の発生を未然に防止すべく努力しなければならない。
- ・ 特にいじめの場合は、それが本来陰湿で隠微なものであるため容易に表面化せず、たまたま表面に現れたときには質量ともにそれとは比較にならない程の深刻な事実が潜在しているのが常であるから、この点を十分に考慮してかからねばならぬのである。ただ、当該いじめの実態を余さず把握することは容易ではないし、また、高校生といえ、被害を受ける側においてもこれを自ら教師や家人に訴え、救いを求めることができる筈であると考えてよいであろうから、学校側としては、生徒或いはその家族からのその旨の訴えや事実の申告があることを期待するのはある程度やむをえないところである。
- ・ 本件についてみると、翔太の不審な態度が見受けられる度に翔太の両親から連絡をもら

っていたにも関わらず、学校側は大きな調査を行うなどしていじめの全体像を把握する努力をしないまま、表面化した問題行動について形式的で、その場限りの一時的な注意指導を繰り返したのみであった。学校側が認識した事実や翔太の両親からの連絡だけでも、友勝から翔太へのいじめや翔太の不審な態度は多数回かつ長期にわたっていた。しかし学校側は、友勝から翔太への行為を単なるふざけ合いとみなすなど、楽観的な見方と誤った判断に固執して、見えにくい「いじめ」を探ろうとはしなかった。そして学校側がその場限りの口頭での形式的な指導しか行わなかったため、このような学校側の対応が友勝を更に増長させ、その後も翔太に対する悪質ないじめを継続させ、エスカレートさせることにつながったものといわざるをえない。また、翔太の欠席が多くなっていることについても、翔太の母親から事情を聞くことだけで満足することなく、翔太自身に話を聞く機会を設けることが、翔太の担任として執らなければならない措置であったと思われる。

- ・ 結局のところ、学校側に、友勝の翔太に対するいじめに対処する上で過失があったことは否定できず、また、学校側の過失と翔太の自殺との間に相当因果関係があるものということができる。
- ・ 加えて、そもそも学校の安全保持義務違反の有無を判断するに際しては、悪質かつ重大ないじめはそれ自体で必然的に被害生徒の心身に重大な被害をもたらし続けるものであるから、本件いじめが翔太の心身に重大な危害を及ぼすような悪質重大ないじめであることの認識が可能であれば足り、必ずしも翔太が自殺することまでの予見可能性があったことを要しないものと解するのが相当である。

### 3 争点4について

- ・ 翔太の家庭では、父母として本来ならば翔太を第一次的に指導監督すべき立場にある筈の原告らがその役割を果たすことなく、翔太の祖母が主としてこれに当たっていた。その原因としては、父母が共に仕事に追われていたという事情が挙げられる。しかし、翔太の母親と祖母の関係が良好とは言えないなど翔太の家庭状況、家庭の指導の実情などから、翔太にとって家庭は学校生活の実情について話しやすい雰囲気を持ちえず、そのためもあって、翔太は友勝のいじめについて家族に進んで話すことがなかったものと思われる。
- ・ 一方で翔太自身のことについては、翔太はいじめの対象とされ続けて自殺という悲惨な

結果にまで繋がったわけであるが、その間にどこかでこれから脱却する手段をとりうる余地が無かったのかという疑問はやはり拭いきれない。更に、損害の公平な分担という理念からすれば、翔太にとってはやむにやまれぬことであったとはいえ、少なくとも周囲の者にしてみれば突然に、自殺という最悪の解決方法を選択してしまったこと自体について、翔太が一定の責任を負うべきこととされるのはやむをえないところである。

- ・ 従って、過失相殺ないしその類推適用により、翔太が自殺したということ自体について2割程度の責任分担をなさしめるべく、また、原告らの家庭のあり方・翔太に対する指導にも問題があったといえるから、原告らに生じた損害のうち、5割まで原告側の負担とし、被告についても5割の限度で責任を負わしめるべきこととするのが相当である。

#### 4 争点5について

ア 翔太の逸失利益：6289万9500円

- ・ 翔太が得られたであろう年収：529万6800円
- ・ 生活費控除率：5割
- ・ 50年のホフマン係数：24.702
- ・ 1年のホフマン係数：0.952
- ・ 計算式：529万6800円×(1-0.5)×(24.702-0.952)

イ 翔太からの相続分：各3144万9750円

翔太の死亡により、その父母である原告らは、その損害賠償請求権を法定相続分2分の1の割合で相続したから、それぞれ3144万9750円の損害賠償請求権を取得したものであることができる。

計算式：6289万9500円÷2

ウ 原告固有の損害

- ・ 慰謝料：各500万円

翔太方の家庭状況に照らし、翔太が死亡したことによる精神的な損害としての慰謝料は、原告らについて各500万円とするのが相当である。

- ・ 弁護士費用：各364万4975円
- ・ 損害額合計：各4009万4725円

計算式：3144万9750円＋500万円＋364万4975円

エ 過失相殺

a 過失割合：原告（5割），被告（5割）

b 過失相殺後の損害額合計：各2004万7362円

計算式：4009万4725円×（1－0.5）

第4 結論

よって，原告らの請求は，被告に対し，原告藤ヶ谷直樹及び明美において，各2004万7362円及びこれに対する，翔太の自殺した翌日である平成26年3月2日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるから，この限度で認容し，その余の各請求は理由がないから棄却することとして，主文のとおり判決する。

州山地方裁判所民事部

裁判長裁判官 山 本 一 男

裁判官 竹 中 章 造

裁判官 渡 辺 加 代 子